

みなべ告示第**135**号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年9月**29**日

みなべ町長 小谷 芳正

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

みなべ町

目 次

| | |
|---|----|
| 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 1. みなべ町農業の現状・課題 | 1 |
| 2. めざす方向 | 1 |
| 3. 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保 | 2 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準 | 2 |
| (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準 | 2 |
| (3) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組 | 2 |
| 4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 | 4 |
| (1) 新規就農の現状 | 4 |
| (2) 新規就農者の確保に関する目標 | 5 |
| (3) 確保・育成すべき人数の目標 | 5 |
| (4) 新規就農者の確保に向けたみなべ町の取組 | 5 |
| 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する項目 | 5 |
| 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等にする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標 | 7 |
| 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 8 |
| 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方 | 8 |
| 2. みなべ町が主体的に行う取組 | 9 |
| 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方 | 9 |
| 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 | 10 |
| 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項 | 10 |
| 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用 | 11 |
| 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 11 |
| (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 | 11 |
| (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積 | 11 |

| | |
|--|----|
| 積等の将来の農地利用の目標地図 | 11 |
| (3) 地域計画・目標地図の達成に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等 | 11 |
| 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 12 |
| 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 | 12 |
| 1. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 | 13 |
| 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 13 |
| (1) 農用地利用改善事業の実施の促進 | 13 |
| (2) 区域の基準 | 14 |
| (3) 農用地利用改善事業の内容 | 14 |
| (4) 農用地利用規程の内容 | 14 |
| (5) 農用地利用規程の認定 | 14 |
| (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 | 15 |
| (7) 農用地利用規程で認定を受けた団体の勧奨等 | 17 |
| (8) 農用地利用改善事業の指導、援助 | 17 |
| 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等 | 17 |
| (1) 地域計画の実現に向けた委託の促進 | 17 |
| (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 | 18 |
| 4. 農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 18 |
| (1) 新規就農者の確保に向けた取組 | 19 |
| (2) 新規就農者の定着に向けた取組 | 19 |
| (3) 関係機関等の役割分担 | 20 |
| 5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 | 20 |
| (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 | 20 |
| (2) 推進体制等 | 20 |
| 第6 その他 | 21 |

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 みなべ町農業の現状・課題

みなべ町は、和歌山県のほぼ中央に位置し、東西に細長い地形で、面積は120.28km²、人口11,818人の町である。面積の約7割を山林が占めるものの、農地の割合が約2割と比較的高く、温帯多雨気候に属しており、一年を通して気温の変化が少ない温暖な気候に恵まれている。

みなべ町を東西に流れる南部川流域の丘陵地では、日本一のブランドを誇る「南高梅」を中心とした果樹栽培が盛んであり、農業産出額の約90%を果実が占めている（2021年）。また、みなべ町を含むみなべ・田辺地域では、約400年前から受け継がれてきた梅を中心とする持続可能な農業システムが「みなべ・田辺の梅システム」として世界農業遺産に認定（2015年12月15日）されている。

また、平野部では近年の梅の消費の低迷による価格変動や気象災害等による経営リスクに備え、ウスイエンドウを中心とした野菜や花き栽培の導入により、梅栽培との複合経営が進んでいる。

一方で、農業者の高齢化・担い手の減少や労働力不足などの人的課題、樹園地が傾斜地・分散化していることによる労働生産性の低さや老木化、耕作放棄地の増加等の課題に直面している。

また、グローバル化の進展により、今後一層の競争力強化が求められる中、優れた経営感覚や高い技術を持つ人材の育成が必要となっている。

2 めざす方向

農業を担う者への優良農地の集積・集約化やICT等の革新的技術の活用によるスマート農業の推進により生産性の向上を図るとともに、複合経営等の推進により農業経営の安定化を進め、経営の安定した意欲ある経営体を育成・確保する。

経営規模の拡大、労働力の省力化、生産基盤等の整備を進め農業生産の町として位置付け地域づくりを推進する必要がある。

このため、生産基盤の整備として、農地造成、傾斜園地の改良、農道整備などコスト低減のための園地条件整備、並びに老木園の改植の推進及び生産安定対策等を計画・実施し生産性の向上を目指す。

また、生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基準に、地域の自主性の尊重を旨として、生産組織の育成や農地流動化を通して規模の拡大に努め、生産性の高

い生産体制の確立に努める。

農業を担う者の育成・確保については、新規就農希望者が参入しやすい仕組みの構築により新規就農者を確保するとともに、優れた経営感覚や高い技術をもった担い手や中核的な役割を担う人材を育成し、意欲ある経営体を確保する。

3 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準

みなべ町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、みなべ町及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主体とする農業者が、地域の他産業従事者と概ね均衡する年間総労働時間の水準を実現できるものとし、他産業従事者の所得に相当する年間農業所得の確保を目指す。また、これらの経営がみなべ町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

| | |
|-----------|----------------------|
| 年間総労働時間目標 | 主たる従事者1人あたり2,000時間程度 |
| 年間農業所得 | 主たる従事者1人あたり400万円程度 |

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、みなべ町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、5年後には効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得を確保し、農業所得で生計が成り立つことを目標とする。

(農業経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)

| | |
|-----------|----------------------|
| 年間総労働時間目標 | 主たる従事者1人あたり2,000時間程度 |
| 年間農業所得 | 主たる従事者1人あたり320万円程度 |

(3) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組

みなべ町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図る

ためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、みなべ町は、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定に向けた協議の場を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対してみなべ町地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るために地域計画の策定を通じ、地域による農地の集積・集約化の将来方針の作成を進め、農地中間管理機構との連携による農地流動化を促進する。

またこれらの農地の流動化に関しては、集団的土地区画整理事業としつつ、目標地図の達成による農地集積・集約を図り、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

また、遊休農地の対策として今後、地域計画の策定のための協議の場において、農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域を整理し、地域計画の実現による農用地の集積・集約化を図り、積極的に遊休農地の発生防止・解消に努める。

また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県の指導の下に、品種の改善等による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を

単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人化を図る。また、中山間地域等直接支払制度の活用により、生産条件不利地域における農業生産活動の継続を支援するとともに、地域の共同活動に対する支援による農業用施設の適切な保全管理の推進、移住・定住者や関係人口の創出・拡大による農業を担う者の確保、鳥獣害対策及び遊休農地の再生及び農地集積等により、担い手の育成・確保を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の推進、女性グループの活動推進等により、より一層の参画を促進し、担い手としての活躍を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、地域での協議に基づく地域計画の策定により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、みなべ町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

みなべ町は、みなべ町地域農業再生協議会において、県の協力のもと、農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導や研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導を重点的に行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等(以下「新規就農者」という。) の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

みなべ町の令和4年度の新規就農者は12人であり、過去16年間、ほぼ横ばいの

状況となっているが、従来からの基幹作物である梅の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新規就農者の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、みなべ町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新規就農者の育成・確保を図っていくものとする。

(3) 確保・育成すべき人数の目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、みなべ町においては年間10人程度の新規就農者の確保を目標とする。

(4) 新規就農者の確保に向けたみなべ町の取組

上記に掲げるような新規就農者を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、わかやま農業経営・就農サポートセンターと連携し、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県、農業協同組合、農業委員会が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現にみなべ町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、みなべ町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|------|------|------|---------|----------|
|------|------|------|---------|----------|

| | | | | |
|-----------------|--|----------------------|--------|---|
| 果樹単一 | 梅 2.0ha | <作付面積等> | <資本設備> | <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記の記帳 により経営と家計の分離を図る。 ・休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・梅収穫期の雇用労働者の確保 ・技術革新に対応できる農業従事者の育成 ・研修及び学習活動 |
| | | トラック (1.0t) | 1台 | |
| | | フォークリフト (25~45ps) | 1台 | |
| | | 倉庫 | 1式 | |
| | | 選果機 | 1式 | |
| | | スプリンクラー | 1式 | |
| | | モノラック | 1式 | |
| | | パイプハウス | 1式 | |
| | | 動力噴霧器 | 1台 | |
| | | エアーバサミ | 1式 | |
| 果樹 + 施設野菜 | 梅 1.6ha ハウスウスイ 2,000m ² | <作付面積等> | <資本設備> | <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記の記帳 により経営と家計の分離を図る。 ・休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・梅収穫期の雇用労働者の確保 ・技術革新に対応できる農業従事者の育成 ・研修及び学習活動 |
| | | トラック (1.0t) | 1台 | |
| | | 倉庫 | 1式 | |
| | | 選果機 | 1式 | |
| | | スプリンクラー | 1式 | |
| | | 動力噴霧器 | 1台 | |
| | | エアーバサミ | 1式 | |
| | | トラクター (20ps) | 1台 | |
| | | パイプハウス | 1式 | |
| | | 温風暖房機 (20,000kcal/h) | 2台 | |
| 果樹 + 施設園芸 | 梅 0.5ha ミニトマト ウスイ 仔ゴ [*] 花き 合わせて3,000m ² | <作付面積等> | <資本設備> | <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記の記帳 により経営と家計の分離を図る。 ・休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・技術革新に対応できる農業従事者の育成 ・研修及び学習活動 |
| | | トラック (1.0t) | 1台 | |
| | | 倉庫 | 1式 | |
| | | 選果機 | 1式 | |
| | | スプリンクラー | 1式 | |
| | | 動力噴霧器 | 1台 | |
| | | エアーバサミ | 1式 | |
| | | トラクター (20ps) | 1台 | |
| | | 管理機 | 1台 | |
| | | 低コスト耐候性ハウス | 1式 | |

| | | | | |
|--|--|---------------------|----|--|
| | | パイプハウス | 1式 | |
| | | 温風暖房機(20,000kcal/h) | 2台 | |
| | | 循環送風機 | 4台 | |

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現にみなべ町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、みなべ町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|-----------------|---|------------------|---------|----------------------|
| 果樹単一 | <作付面積等> 梅 2.0ha | <資本装備> | | |
| | | トラック(1.0t) | 1台 | ・青色申告の実施 ・複式簿記の記帳 |
| | | フォークリフト(25~45ps) | 1台 | により経営と家計の分離を図る。 |
| | | 倉庫 | 1式 | |
| | | 選果機 | 1式 | |
| | | スプリンクラー | 1式 | ・休日制の導入 ・社会保険等の加入 |
| | | モノラック | 1式 | ・梅収穫期の雇用労働者の確保 |
| | | パイプハウス | 1式 | ・技術革新に対応できる農業従事者の育成 |
| | | 動力噴霧器 | 1台 | ・研修及び学習活動 |
| | | エアーバサミ | 1式 | |
| 果樹 + 施設野菜 | <作付面積等> 梅 1.6ha ハウスウスイ 2,000m ² | <資本装備> | | |
| | | トラック(1.0t) | 1台 | ・青色申告の実施 ・複式簿記の記帳 |
| | | 倉庫 | 1式 | により経営と家計の分離を図る。 |
| | | 選果機 | 1式 | ・休日制の導入 ・社会保険等の加入 |
| | | スプリンクラー | 1式 | ・梅収穫期の雇用労働者の確保 |
| | | 動力噴霧器 | 1台 | ・技術革新に対応できる農業従事者の育成 |
| | | エアーバサミ | 1式 | ・研修及び学習活動 |
| | | トラクター(20ps) | 1台 | |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | | パイプハウス 温風暖房機(20,000kcal/h) 電照施設 | 1式 2台 1式 | |
| 施設園芸 | <作付面積等> ミニトマト ウスイ 仔コ 花き 合わせて3,000m ² | <資本装備> 軽トラック(0.6t) 倉庫 動力噴霧器 トラクター(20ps) 管理機 低コスト耐候性ハウス1式 パイプハウス 温風暖房機(20,000kcal/h) | 1台 1式 1台 1台 1台 1式 2台 | ・青色申告の実施 ・複式簿記の記帳 により経営と家 計の分離を図る。 ・休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・技術革新に対応でき る農業従事者の育成 ・研修及び学習活動 |

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

みなべ町の特産品である梅などの農畜産物を安定的に生産し、みなべ町農業の維持・発展に必要なる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、わかやま農業経営・就農サポートセンター、日高振興局農業水産振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族

経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、みなべ町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用された農業従事者、定年退職後の農業従事者、兼業農業従事者など、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 みなべ町が主体的に行う取組

みなべ町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、日高振興局農業水産振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談の対応、他の農業者等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう、みなべ町、県、農業協同組合等の関係団体が連携して日高地域新規就農者育成協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

みなべ町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

みなべ町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、

就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、みなべ町内において後継者がいない場合は、県及びわかやま農業経営・就農サポートセンター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に以上を受けられるようわかやま農業経営・就農サポートセンター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用の集積に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

| | |
|--|-----|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標 | 備 考 |
|--|-----|

面積のシェア： 64%

なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業を活用して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

みなべ町では、梅を主体とした農業生産が展開されており、平野部では施設野菜等の導入も行なわれ、現在のところ農用地は有効に利用されている。

しかし今後は農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休化も考えられるため、担い手への優良農地の集積や園地整備等による生産性の向上を図り、農地の有効活用を進めていく必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用の目標地図

みなべ町では樹園地の多くは傾斜地で分散化しているため、労働生産性の低さや農業従事者の高齢化の進行による労働力の問題、園地の老木化等梅産地を確立していく上での課題も多い。このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に農地を集積することを誘導するとともに、中山間地域においては集落営農組織等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、みなべ町の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 地域計画・目標地図の達成に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

みなべ町の将来の農地利用のビジョンである地域計画・目標地図の実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 協議の場での話し合いによる「農業上の利用が行われる区域」、「保全等を進める区域」等の明確化
- エ 農地中間管理機構の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進による目標地図の達成
- オ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

力 戰略的作物等の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積の加速を図る。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、蜜源利用や省力栽培による保全等の取組を検討する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

みなべ町は、和歌山県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、みなべ町農業の地域特性、すなわち梅を中心とした複合経営による多様な農業生産の展開や山間地域における高齢化等の進行など特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

みなべ町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画推進事業
- (2) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業を担う者の確保及び育成に関する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- (1) 平野部の南部・上南部地域においては、高度に利用出来る農地を確保するため、用排水路、農道、ほ場等生産条件整備をすすめ、効率的な土地利用に努めるとともに作付の集団化、農地の流動化の推進等により担い手農家の規模拡大を図る。
- (2) 山間部と高城・清川地域においては、農地が分散しており、担い手農家の規模拡大と農地の有効利用を図るため、高齢者等縮小農家を中心に農地の流動化を推進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

- (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (2) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である梅の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、みなべ町の広報やみなべ町ホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- (3) 参加者については、農業者、みなべ町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口をみなべ町産業課に設置する。
- (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- (5) みなべ町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) みなべ町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) みなべ町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

みなべ町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるもの

は、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書をみなべ町に提出して、農用地利用規程についてみなべ町の認定を受けることができる。

イ みなべ町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

なお、当該認定にあたり、農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであることを確認する。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ みなべ町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をみなべ町の掲示板への掲示またはみなべ町ホームページの利用により公告するものとする。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程にお

いて定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- (エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ みなべ町は、イに規定する事項が定められている(4)の農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をするものとする。

- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- (ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7） 農用地利用規程で認定を受けた団体の勧奨等

ア 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、

その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

- イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ア みなべ町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- イ みなべ町は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、みなべ町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 地域計画の実現に向けた委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するため、次に掲げる事項を重点的に推進し、環境の整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

みなべ町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

第1の4（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新規就農者の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

みなべ町、県、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新規就農者の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

みなべ町が主体となって、農業委員、指導農業士、農業協同組合と連携・協力して巡回指導して新規就農者の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためみなべ町新規就農者交流会への参加を促すとともに、みなべ町認定農業者との交流の機会を設ける。また、必要に応じて、農業協同組合とも連携して生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合出荷並びに農業協同組合が運営する直売施設ほんまもんへの出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはみなべ町、技術や経営ノウハウについての習得については、和歌山県農業大学校等、就農後の営農指導等フォロ

一アップについては県、農業協同組合、みなべ町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

みなべ町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア みなべ町は、農業生産基盤整備の促進により、水田の有効利用を進めるとともに、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくまでの条件整備を図る。

イ みなべ町は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。特に目標地図の策定による地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ みなべ町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ みなべ町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

みなべ町は、町職員、農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及び目標地図の達成によるこれらへの農用地利用の集積を推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、みなべ町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附 則 1. この基本構想は、平成19年4月17日から施行する。
- 附 則 1. この基本構想は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則 1. この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 附 則 1. この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 附 則 1. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。